

シェリングの抑止理論

航空研究センター防衛戦略研究室
3等空佐 山本 哲史

はじめに

日米安全保障条約が、日本の平和と安全に「役立っている」と考える日本人は、全体の3割に過ぎないという統計がある¹。世論は安全保障の要素ではない、との考えがあっても不思議ではないが、一方で、世論こそは安全保障の核心であるという捉え方もあるであろう。安全であっても安心できないことや、安全ではないにも関わらず安心してしまうことは経験的に存在する。安心が主観からなるとするならば、客観的裏づけを以って安全の説明を普及させ国民の安心を導くことは、国防の重要な役割の一つである²。

では、安全の客観的裏づけとは何か。何をすれば安全と言えるのか。この問いに対する答えを蓄積してきたのが戦略研究である³。そもそも安全保障という場合に、何をどこまで守るのか、という目標においてさえ、認識は必ずしも共有されてはおらず、場合によっては変動する。バリー・ブザン（Barry Buzan）らコペンハーゲン学派（Copenhagen School of Security Studies）はこうした点に関連して、安全保障化（securitization）の議論を展開した⁴。安全保障については事実が客観的に存在するのではなく、何を安全保障の課題と見なすかについての認識の広まり（言説の普及）が、その内容を規定するという本質を喝破する、優れた取り組みである⁵。常識のなかに無意識に潜んでいる思考停止こそ、安全保障を最も脅かす因子であると考えられてきたとも言える。無論、常識を無用と言うのではない⁶。

常識、ということ言えば、本稿のテーマである抑止については、恐怖との関係について意識しておく必要がある。何かを手控えさせることを抑止の端

的な定義であるとするならば、恐ろしいから控える、怖いからしない、という連動は当然ながら抑止の中核であろう。しかし状況や思惑が複雑化するとき（たとえば恐怖の存在が複数あり、時間差、確率、恐怖の源泉となる敵との交渉への技術介入の余地、意思決定に向かう個人と組織の行動原理の違い、組織内での当事者と部外者への予測される影響の差異など）、事を恐怖に収斂させることができるほど、単純な状況ばかりではない。その意味で、常識や直感を一旦脇に置き、抑止がなぜ機能するのかについても、メカニズムを掘り下げる作業が必要となる。

こうした目線に立ち、本稿は二つのことに取り組もうとするものである。まず、戦略研究における抑止の古典的理解を確認する⁷。次いで、そうした理論を日本の具体的な戦略環境と実際の軍備に当てはめることで、適用を通じた理論の精査を試みたいと考えている。ただし、特に後者は大きな課題でもあるため、紙幅と現在の著者の能力限界に照らして、具体的事例を交えながら体系的に論じることには別稿において取り組むものとし、その着眼や論点を示すことに止める⁸。すなわち、実務に耐えうる理論であるために必要な着眼や工夫がどのようなものかを論じることが、本稿の二つ目の問題意識である。

ここで「抑止の古典的理解」として扱うものは、トマス・シェリング（Thomas C. Schelling）の主著のうち特に代表的とされる『争いの戦略（The Strategy of Conflict）⁹』（1960年）および『兵器と影響（Arms and Influence）¹⁰』（1966年）の二つである。書評ではないので、これらを包括的かつ限定的に扱うという趣旨ではなく、上記のように、抑止がどのような理論に基づいて考えられるべきか、このことを改めて再考するための材料として用いる¹¹。

なお、この、一見すると学説の確認であり、自然に読めば抑止論の理論的検討であるかの如くの印象を与えるであろう以下の作業においては、科学技術の発展段階と、それを受けた社会状況の展開が、理論そのもの以上に深く関係していることを予め意識されたい。抑止論の（良くも悪くもの）発展は、核兵器¹²の出現なくして起こりえなかったものであるばかりか、その兵器や科学技術の特徴を受けた戦略思考¹³こそが、実のところ論者たちの個性や専門分野以上に、その立場や立論を大きく左右してきたと考えるが故である¹⁴。この点については、「終わりに」において現在の状況との関係でも少し触れる。

とはいえ、シェリングによって展開された戦略論は、そうした技術や兵器そのものを具体的にどこにどのように配備し抑止の具体的体制を整えるか、というところまでを射程に収めてはいない。このことは戦略論（ないし戦略研究）

の観念の仕方によるところも大きいのが、端的に言えば、戦略論の中でも基礎理論に取り組むが故のことと理解されたい。いわば、どこにどういうミサイルや航空機を何機どのように配備し作戦につなげてゆくべきかといった具体的戦略については、戦略論としての抑止理論をそれぞれの戦略環境に適用する際に、軍の専門的知見を踏まえて検討すべき事項として想定する、とする立場である。その意味でも、戦略論は研究者や戦略家の間で共有されるに止めず、軍事の専門家においてこそ深く広い理解を普及させ、そこからの発想や思考を汲み上げることで、実践的な戦略論の完成へと近づけることができるというべきであろう。

シェリングは「協力と争いの解明（understanding cooperation and conflict）」に多大な貢献があったとして、2005年にノーベル経済学賞を授与されている¹⁵。具体的にはアメリカ経済学会誌に掲載した「交渉に関する小論（Essay on Bargaining）」（1956年）を皮切りに、紛争解決学会誌の創刊号に寄稿した「交渉、コミュニケーション、および限定戦争（Bargaining, Communication, and Limited War¹⁶）」（1957年）において、基本的なアイデアは示されている。当時、シェリングはゲーム理論を十分に理解しておらず、ダンカン他による『ゲームと意思決定（Games and Decisions）』が1957年に発表されてようやくゲーム理論に通じることができた、と回想している。つまり彼のゲーム理論は他人の受け売りではない、ということになる¹⁷。

シェリングの戦略論は、争いごとを交渉のプロセスとして捉えるところから始まる。交渉には、互いの意思がどこにあるかの認識が重要になる。意思には、明示されるものもある一方で、文字や言葉のように分かりやすく表明されない意思もある。全く情報がない場合や意思疎通の手段が限られる場合も含めて、互いの意思がどこにあるのか、その推定は理性的にのみ行われるとは限らない。この点に注目し、シェリングは「フォーカル・ポイント（focal point）」が交渉（つまり争いごと）の行方を左右する、という構成をとるのである。

1 抑止論

（1）性質と位置づけ

グレン・スナイダー（Glenn H. Snyder）によれば、対処が有事に価値を發揮するものであるのに対し、抑止は第一義的には平時の取り組みである¹⁸。このように捉えると、抑止論の本質は平和研究であるとも言えよう¹⁹。

他方、言うまでも無いことではあるが、抑止論には背筋も凍るような恐怖と

切り離せない面もある。1962年にJFKが言明し、冷戦期には恐怖のシステムとして米ソ間で実際に運用されていた相互確証破壊（Mutual Assured Destruction：MAD）の理論は、冷戦後、とりわけ今世紀に入ってから、例えば米国の抑止戦略の中で、核兵器による脅威を前面に押し出す時代は終わった、との認識²⁰があるとしても、今なおその原理自体は変わっていない²¹。

抑止は目に見えない。従って、影響と考えられるものを見て、間接的にその存在や機能を読み取るより他なく、つまり分かりにくい。攻撃が行われなかったという事実について、抑止が効いたので攻撃が阻止された、と見ることもできる一方で、抑止とは関係ないと見る立場もあり得るだろう。例えば1939年にポーランドに侵攻したドイツに対し、英仏両国はこれを阻止する義務を負っていたにも関わらず、何も行わなかった。これを、英仏両国による抑止が破られた（突破された）と見る立場もあれば、そもそも抑止が（最初から）働いていなかった、と見る立場もあるであろう。

このことは、研究対象とその方法論として、抑止論については一般的に戦略研究自体が本来的に実証に馴染むものではないことも関係している。実証主義を主流とする学術研究と異なり、抑止論ないし戦略研究というものは、本質的に、発想力と論理の一貫性に着意しながらモデルをどう提案し論じることができるかという意識で取り組むべき課題なのである²²。

（2）強制による交渉

抑止論の代表的論客とされるシェリングが明らかにした考え方は、今日における現実を見る上で、どのように捉え得るものであるのか²³。ここではその導入として、「強制（coercion）」概念にまず注目する。

強制については、一般的には厳格な定義が必要とされてこなかったのに対し²⁴、シェリングにおける「強制」には、彼の理論を組み立てる上で重要な役割と、固有の意味が与えられている²⁵。当初、端的には「武力から、その潜在する能力を引き出したもの（exploitation of potential force²⁶）」であるとされ、その後『兵器と影響』のなかではより詳細な定義と説明がなされている。そのエッセンスは、武力（force）そのものと、武力が交渉に果たす役割（機能）を区別し、後者を「強制」と観念し、武力による脅しを背景として意図を実現させる因子として整理したのである²⁷。

この「強制」は、交渉（各々の意図の調整）において、彼に私の主張を容れ従わせる方向に働くものとして想定される（この要請を満たさない力はシェリ

ングにおける「強制」力ではない。交渉は、武力の行使そのものとは異なり、彼の意図を踏まえて彼に働きかけねば成果を導くことが出来ない、というものである。ここに騙し合いもあれば、誤解の余地も生まれるのである。こうした要素が関与するため、武力そのもので彼に劣っていようと、交渉の次第によって我が優位に立つことさえ可能となり、その逆もまた然りとなることさえ期待される。

問題は、伝え方でもあり、受け取り方でもある。情報や提案の発信と受信、解釈、推論、様々な要素が絡み合い、交渉の結果が決まる。抑止は、こうした要素が総合的に機能し成功する場合と、逆に破られる場合とがある。上記のように「強制」を働かせるためには武力において彼を凌ぐことは当然に想定されるものではなく、本質的には彼の意図に働きかけるに十分な（質と量の）ものであれば足りる。

核兵器はその意味で、「強制」を導く武力を有すると目されてきた典型的な兵器である。これを戦略的にどう配備し軍備として位置付け、彼の意図を可能な限り正確に読み取った上で、彼に我の意図を正確に伝えることが出来るかが問われることになる。

このように、兵器にその本来の役割（彼の撃破）以外に、交渉面で果たす機能があることについて、意識的かつ科学的に捉え、研究対象として取り組んだのがシェリングである²⁸。

（3）脅しの効果

シェリングは国家安全保障政策（national security policy）を、抑止（deterrence）と対処（defense²⁹）の組合せとして捉える³⁰。ここで、兵器を戦略的に配置し、軍備として整えて対応を期すのが対処である。他方、兵器にはそれ本来の機能（武力）以外の影響を及ぼすことがあり、それをうまく工夫できれば抑止機能をも持たせることができる。その工夫を科学的に考えることに取り組んだのがシェリングである。したがって、影響と影響力もまた区別されねばならない。

兵器は一般的に武力の源泉として注目される。しかし兵器は一定の理念や作戦に従って配備や運用が成されること（すなわち何らかの意味づけ）ではじめて軍備と呼ぶに相応しいものとなるのであり、そのことと、兵器が存在するという事態そのことから生まれる様々な影響があることの差異を見落としてはならない。つまり、兵器そのものは、その無垢な状態においては、力というほど目的に向けて巧妙に調整されたもの（方向性の制御されたもの）ではなく、

周囲に様々な影響を及ぼすことがある（可能性がある）と潜在的に認識されうるに過ぎない。いわば、ありのままの兵器と、それに伴う意図せざるものも含めた影響の性質や姿、そしてその御し方を問おうとしたのが『兵器と影響』である³¹。“arms and influence”を「軍備と影響力」としたのではそこが伝わらない（「兵器と影響」とすべきであろう）。

シェリングは軍事研究の専門家ではない。したがって対処の如何については識者に委ねるという立場を採り、その関心を主として抑止（という未開拓分野）に限定するのである。ただし抑止と対処の間に相関関係は想定されている。兵器を武力の向上のために（すなわち対処のみを意識して）専ら用いる場合の軍備の在り方と、抑止の機能を念頭に置いた軍備の在り方には、差異が出てくる。いずれも国防費の中で賄われるうえ、目に見えやすいのは武力であるため、いきおい武力重視の軍備に傾きがちである。しかし国防政策として重要なことは、戦略に基づき、どのような対処力と抑止力の組合せを工夫できるか、である。

その際、武力を高めれば対処力も抑止力もそれぞれ高まる、ということであれば、予算等に制約のない国については、さほど工夫を要しない、ということになりそうである。この点、シェリングは独自のモデルを提示し、これについて鋭く指摘している。結論から言うと、武力は高めすぎても危うい。過度な脅しには交渉（とその目的としての何らかの合意形成）を決裂させてしまう怖れがあるからである（後述）。

以上を踏まえ、より直接的に本稿の関心の中核について言うならば、武力が相対的に弱い、あるいは圧倒的に弱い者が、強い者を抑止することは可能であるのか否か³²。この点に関する知見はどのようなものか、これを脅しの効果の問題とし、本稿ではそれを古典のなかから追求する。

なお、ここで抑止という場合に、無論、政治や経済の面などにおける国際関係、あるいは諸国における社会構造や文化などについては、重要な因子となりうることは認識しつつも、兵器と影響の観点から、兵器の用い方（主として装備体系の整え方）の影響としての抑止を中核に据えた限定的な議論を意識する。軍が抑止に果たしうる可能性と限界を純粋に追求しようとする趣旨である³³。

シェリングが抑止について考えるとき、交渉の結果としてこれを捉えている。同様に、戦争については交渉のもう一つの結果（交渉の失敗）として捉えている。というのも、抑止（戦争の回避）に成功していたならば、戦争のなかで生じた損害を被らずに済むからである。これは、戦争に勝つ側に関しても同じである。

2 脅しの信憑性～懲罰は本当に実施されるのか

（1）信憑性のあるなしを生み出す仕組み

紛争は通常、損益が対立する者の間に生まれる。このことから、紛争当事者間にも実は共通の利害があるという事実が見落とされてきた。シェリングはここに注目し、共通の利害として、災難（tragedy）の回避に注目している。決戦の勝ち負けを超えた、回避すべき事態としての災難つまり決戦の実施による双方の被害を意識するのである（純粹紛争としてのゼロサム・ゲームに対し、純粹調整としての非ゼロサム・ゲーム）³⁴。

脅しを仕掛けてくる相手も、できることなら決戦を回避したいのではないのか？できるだけ決戦をしたくないという思いは双方同じではないのか。そもそも脅しをかけているということ自体、決戦を望まないという本音を表しているのではないか。つまり紛争において、彼我は決戦を避けるための落としどころを探る交渉をしている当事者である、として問題を立てるのである。

ここで交渉と言っても、文字や言葉だけではない、各種情報のかけらを互いに出し合い読み取りあいながら、合意形成へと近づいてゆく。双方共に全く意見交換、情報の授受ができない状況さえ想定される。コミュニケーションの文脈だけでなく、両者が元々共有する常識や認識パターンなどの助けが必要になることもある³⁵。

相手は自分の意図をどう読んでいるか。自分は相手の意図をどう読んでいるかと相手は想定しているか。それを自分がどう認識していると相手は読んでいるか。この無限ループの読みあい合戦が両者の頭の中で展開されている状況である³⁶。重要なことは、この作業を通じてどのような結論が導かれるかではない。結論に至るまでに展開される動きは、単純にモデル化すると、このような意図の読み合いである、という意識がまず重要である。つまりシェリングにおける信憑性論は、事象の分母分子の比較からなる定量的な確率論ではない。シェリングは脅しの信憑性をより定性的なものとしており、「フォーカル・ポイント」が、脅しの信憑性を左右するものと考えている。

フォーカル・ポイントとは、交渉の争点や注目点としての落としどころというほどの意味であり、突出点や焦点などと邦訳される。また、シェリングが提示したことで注目されるようになったという意味で、シェリング・ポイントとしても知られている。互いに通信できない両者が頭揃え（協調）を行おうとするゲームを通じて説明される。そこには固定的で絶対的な正解は想定されず、

両者の関係性と状況、文脈によって、最も頭揃えしやすいと思われるところに結論は変動する。たとえば三つの図形 A,B,C のうち、A と B は全く同じ四角形（同じ形状の四角形が二つ）、C が三角形であるとする。通信できない両者に同じ図形を選べとの問いが立てられたとき、C を選択するのが正解である。四角形は同じものが二つあり、両者が同じものを選ぶとすれば確率は三角形の二分の一に落ち込む。頭揃えが目的であるため、合わせやすいところ（この場合は三角形が突出）を狙うのが正解、という意味である。

では、フォーカル・ポイントの結果が突出して有力な一つに明確には収束しそうでない場合はどうなるか。この場合、フォーカル・ポイントの本質が一層強調されることとなり、つまり理性よりも（状況把握とも言うべき）感覚が必要であることが意識されるのである³⁷。たとえば子供が親のしつけに反してテレビゲームで長時間遊んでいるとする。親は、罰として3日間の食事抜きを宣言していたとしよう。子供の目線からすると、まさか自分の親が、テレビゲームごときで食事をしかも3日も与えないということがあるわけがない、罪と罰のバランスが悪すぎる、と見るとする。したがって罰に信憑性はないと見なし、親の言いつけを聞かない。親もまた、おそらくそのようなバランスの悪さを自覚しているだろう、という具合に子供は見るだろう、ということは分かっているはずだ、と子供は思う。子供はそう思っているに違いないと踏んで、親もまた子供をそう見ているに違いないと子も考える、という具合に思いがめぐらされている状況と見るのである。決定的なものや、断定的なものではない。感覚的なものというはそのことである³⁸。

この状況を支えているのは、親の断固たる決断力や性格そのものよりも、親の属性を実のところ離れたところにある、罪と罰の一般的ないし客観的バランスである。これが両者共に互いのことをよく知らない、あるいは全く情報がないという状況においてはなおさら、その文脈において注目されるような突出した物事や論点と、それに対するもっともらしい考え方が互いの読み合い、すなわちフォーカル・ポイントを成し、合意形成（ないし収束, convergence）を導く中心的材料となるものであることがわかる³⁹。無論、親と子の間に歴史的積み重ねがあり、両者の行動パターンがある程度互いに知れている、という場合には、激烈なしつけを辞さない親、ということが前提になり交渉がなされることもある。しかしこれが対立する者の間の抑止という話になれば、互いを分かり合えるという予想は甘えであると言っても言い過ぎではなくなる。イスラエルとパレスチナの争い（インティ・ファータ）においては、石を投げて抗議する

パレスチナの人民に対し、イスラエルからは武装した軍による本格的な攻撃が加えられた。石を投げた方には、まさかという思いが少なからず生じたことであろう。それが信憑性のなさである。通常兵器での戦闘から核兵器使用へとエスカレートするや否やの信憑性もまた、基本的にこのメカニズムのなかにある。逆に言えば、核の投げ合い実施については、いずれかの当事者が核を使用した時点でバランスは整い、フォーカル・ポイントとしての核の報復は十分にありうる信憑性のものとなる⁴⁰。

では具体的に何をすれば通知された行為の実施がなされると見る暗黙の合意形成を促せるのか。一般的に抑止は意図と能力（capabilities）が重要というが、まずは、後者の能力を構築することはその有力な方法の一つであろう。能力には、物理的に兵器を保有することのほか、その運用のための錬度向上なども含め、実施を総合的に導くことのできる体制（feasibilities）が問われる。

その場合に、フォーカル・ポイントを大きく外れるような過大な対応の脅しをかけたのでは信憑性は下がる。エスカレーションを一気に高めることをせず、なるべく適切なレベルに細かく設定することが重要である。

1969年の中ソ国境紛争⁴¹は、最終的に激しい武力紛争を経て、核戦争も辞さない構えを両者が見せることになったが、特に中国は当初、そこまでのエスカレーションを想定していなかったとされ、事態のエスカレーションに伴い認識を変えてきたことが指摘されているが、これは抑止のフォーカル・ポイントが中ソ両国間で上手く形成ないし理解されていなかった典型例と見られる。フォーカル・ポイントは、当時国境地帯での緊張と衝突を繰り返していた中ソ両国が、国境沿いに軍を多数展開している中、そこを刺激する構えを見せることは武力衝突を辞さない意図を有すると互いに受け取ることになる、という点にあったはずである。

（２）信憑性を高める操作としてのコミットメント

以上のように脅しの信憑性とフォーカル・ポイントの関係を理解したうえで、コミットメントを用いて脅しの信憑性を高める工夫についても要点を確認しておく。

コミットメントとは約束や規範、あるいは制度など、決まりごとを包括した考え方のことであるが⁴²、シェリングにおいて注目されているのはその機能面であり、すなわち選択肢の幅を制約すること（その結果、場合によっては一つに絞ること）である⁴³。一般的に、何事においても選択肢は多いほど良いと考え

られがちであるが、予告した行為の実施に信憑性を持たせるためには、選択肢を縮小することが貢献する場合があることに注目した工夫がコミットメントである。たとえば進路が上下左右と四つあるときに、必ず右を選択するとする宣言の信憑性を高める方法は、右以外の選択肢を潰すことである、とする原理である。

シェリングの使う例としては、チキンレースにおいてゲームの前にブレーキを破壊してみせる行為がある。また、歴史的にはコルテスが新大陸に到着後に船を一隻残して全て焼き払った例がある。それを見た関係者（敵味方共に）は、退路がない、つまり退却という選択肢が失われたことを知る。要するに背水の陣であるが、選択肢の縮小により結果の好転を狙うコミットメントの例として扱われている。

このように、コミットメントは脅しの信憑性を高めるための工夫である。他方、コミットメント自体にも信憑性のあるなしがありえよう。たとえば船を焼き払うというのは確定的なコミットメントに見えるが、隠してあるものや、新たに建造する技術のあるなしなど、代替的な方策まで視野に入れると、やはりこのコミットメント自体の信憑性も問われねばならないことが分かる。つまり目的に向けて絶妙なコミットメントもあれば、不十分なコミットメントもあり得るということであり、その術が問われることになる。

（3）懲罰抑止と拡大抑止

核兵器が、言語道断の残虐さと、その理不尽な加害域を有する意味で、いわゆる大量破壊兵器（mass destruction weapon）として意識されていることには、理論上ないし実験的にその威力が知られているということに加えて、広島・長崎における具体的被害の記録や記憶が大きく影響している。端的に言えば、核兵器は極度に怖れられている兵器なのであり、その意味で懲罰抑止（punitive deterrence）は理論的には核兵器以外の懲罰を想定しうるものであるとしても、現実的には懲罰抑止は核抑止を排他的に意味しているのである。

コミットメントの術を要する典型的問題の一つに拡大抑止（extended deterrence）がある⁴⁴。一般的に同盟関係についてもその信憑性は問題になりうるばかりか、そもそも条約などの国家間合意や、その体系的集合とも言える国際法遵守の信憑性の問題もある。しかし拡大抑止については、これらのより一般的な問題としての側面を共有しつつも、それに輪をかけて信憑性に疑いをかけざるを得ない特徴がある。それは、拡大抑止が核兵器行使のコミットメント

によって担保されたシステムであるからに他ならない。

核兵器の使用は、それが仮に自国のために必要な場合であっても、上記のような特徴によって基本的には憚られるものである。それが、まして、同盟関係にあるとしても他国のために使用するというコミットメントに、はたして如何ほどの信憑性があるのだろうか。ある国の領土が侵略され、これに自衛権を発動させて対応する場合に、同盟国は必要な場合には核兵器を用いて敵に懲罰を加えるであろうか。この場合の「敵」が、核武装しているとすれば、問いは更に厳しいものとなる。

こうした疑いが拡大抑止には付きまとう。それが拡大抑止の信憑性の問題である。ここで、信憑性を持たせることができないならば、拡大抑止は成立し得ない。「信憑性ある脅し (credible threat)」はどう実現できるのか（できないのか）。このように一般化される問いへの一つの答えが、「コミットメントの術」において追求されている。

3 安全保障への応用

(1) 米国の核戦略への応用

フォーカル・ポイントとコミットメントについて以上のように理解したうえで、安全保障の文脈での抑止について考えてみる。一般的に、抑止は拒否(denial)と懲罰(punitive)の二種に分類されて把握されてきた。拒否抑止のフォーミュラは、軍事行動を起こす側が見込む利益と、敵の応戦によって生じる損害の差し引きをエッセンスとしている。端的に言えば利害計算である。

これに対し、懲罰抑止の場合は利害計算では収まりのつかない思考がめぐるされる、と考えるのが一般化している。とりわけ利害計算のうち損害が圧倒的に深刻なものとして予見されるため、損益の見通しが立たず、すなわち利害計算の意味がない、という考えが普及している。こうして拒否抑止と懲罰抑止は全く異質なものと考えられてきた。

この点について、シェリングのモデルもまた、通常兵器と核兵器の質の違いを強調⁴⁵し、懲罰抑止の信憑性については損益計算ではなく、コミットメント不履行に対する懲罰実施の信憑性の問題として捉えている⁴⁶。しかも米国政府に関して、その懲罰実施を確保するための適切な工夫を、(結局のところ実務上は少なくとも)見出せていないことの問題と抱き合わせて説明している。

こうした自己拘束の脅しのコミットメントとは別に、人質⁴⁷交換(という性質のコミットメント)として相互確証破壊(MAD)を捉えており、その手法の

有効性を説明している⁴⁸。これは懲罰実施の判断権を我から彼に譲ることで、抑制的な判断の期待と、私のコミットメント履行への疑いの除去、という二つを同時に実現する手法、と捉えることができる。

拡大抑止に限らず、威嚇の信憑性の問題は「強制」の有効性を左右する一般的な問題として意識されてきた。「強制」の具体的な手法としての脅しは、とりわけ国家間関係においては対応のエスカレーションが歴史的・経験的に採用されてきている。

この、エスカレーションというのは、現在直面する脅威よりも高い次元の対応を段階的に設定しておくことで脅威を演出する手法である。次なる脅威の段階へ相手を押しやり、深刻な事態を更に深刻な武力衝突などの際（きわ）へと追い詰める様を、「崖への追い込み (brinkmanship)」としてシェリングは捉えている（これを「瀬戸際外交」とする邦訳が散見されるが、そうすると追いつめられた我が苦し紛れに彼に対し繰り出す措置の語感となり、不適切であろう）。アイゼンハワー政権下で 1950 年代に米国の国務長官として務めたジョン・ダレス (John Foster Dulles) が、ソ連との関係で「戦争に至らないぎりぎりのところで止める能力は必須の術である」と述べたことにつき、アドライ・ステイブンソン (Adlai Ewing Stevenson II) が、強硬な姿勢をとることで結果的に自らも崖（つまり危険な場所）に立つと見立て、「匹夫の勇に過ぎない (basting of his brinkmanship)」と評し批判したことが直接の由来となっている⁴⁹。

この「崖への追い込み」については、実践的には要するにエスカレーションのことを意味しているわけであるが、エスカレーションが有効に機能するためには、各段階の脅威がそれぞれに信憑性あるものでなければならない。換言すれば、エスカレーションの各段階それぞれに関するコミットメントの信憑性が確保されなければ、エスカレーションは上手く機能しないということになる。

シェリングの答えは、コミットメントに沿って行動せざるを得ない状況を自ら創出し、これを敵に伝えることであった。これは、コミットメントを発した当事者の意図の及ばないところに意思決定や判断の実体を置くこと（場合によっては敵や自然への委託）で、我は有無を言わずにコミットメントに従わざるを得ない状況を作り出し、信憑性を高めようとする術である。

このような「コミットメントに沿って行動せざるを得ない状況」として、シェリングは3種の取り組みを列挙している。これは網羅というより例示であると考えられ、すなわち、コミットメントを発する者、つまり抑止を行う側がその内容を（1）履行しなければならないことを証明する、（2）履行することの

利益を作り出す、または（3）履行したくなることが明らかな懲罰を科すこと（履行することで懲罰回避したくなることが明らかな状態の創出）である、としている⁵⁰。

まず、歴史的に 1940 年代後半の欧州において、米国による拡大抑止の信憑性が問われていた時期に、政府は議会に対し陸軍部隊を平時においても欧州に駐留させる権限を要求している。その際の政府の説明によれば、駐留の目的は戦力において優勢なソ連軍から欧州を防衛すべく対処することではなく（not to defend）、仮に欧州をソ連が侵略するとなれば米国が自動的かつ必ず巻き込まれることを、ソ連に示そうとするものであったことが明確にされている⁵¹。

これはいわば、上記（1）に相当する手法であり、悪い言い方をすれば、その場合の駐留米軍というのは、敵の迎撃のためではなく、ショーケースに（見世物の如くに）飾られている状態を意味している⁵²。

ただし、このような仕掛け（manipulation）によって同盟国間の結束が図られようとも、それが核兵器使用の決断においても同様に機能するかについては、別の問題として切り分ける必要がある。言い換えれば、拡大抑止における通常兵器と核兵器のそれぞれの使用を区別し、後者による威嚇の信憑性を高めることには、（相互連関する部分があるとしても）別次元の工夫が必要となるはずである。

（2）核の第一撃の優位性

通常兵器による奇襲、すなわち先制は、一般的に有利であると考えられてきた。それ以上に、核兵器は、とりわけ 1960 年代までは、核の第一撃⁵³を仕掛ける側に圧倒的な優位があると考えられてきた⁵⁴。核の第一撃において、敵の報復能力を完全に失わせることができると見られていたのである。しかし 1970 年代に入るまでに核開発の状況が変化し、核の第一撃によって敵の反撃能力を完全に失わせることは難しくなったのである。第一撃を食らってなお、核による反撃能力の一部が残存している状態は、極めて深刻な状況を導くこととなる。かなり確実性の高い、核による報復が待ち構えている状況である⁵⁵。

この状況を整理すると、従来、核の第一撃の閾値は低かったものが、残存性の向上により状況は変化し、今や核の第一撃は極めて強い躊躇を伴うものとなった、という逆転現象が発生したのが 1960 年代後半のことである。

重要なことは、それでもなお、つまり報復を恐れるが故、第一撃に着手しにくくなったとしても、やはり第一撃を行う側に優位があるのではないかとの思

いが、互いに第一撃に着手したいという誘惑を駆る局面の問題は残る、という点である。シェリングにおいては、こうした敵の先制を恐れるが故の私の先制の誘惑、という緊張関係は、互いに信頼の無い二者間の駆け引きの問題として整理される。たとえば暗がりで行くわした泥棒と家人の睨み合いの状況である。

この場合、両者にとって互いが何もしないことが最大の利益であるとするならば、相手が仕掛けてくる前に仕掛けようとするメカニズムは働かず済むことになる。しかしまさに問題は、相手が先に仕掛けては来ない、という保証が互いにない、という点にある。

（3）信憑性の「証明」

ここでいう「証明」については、科学的ないし絶対的因果関係の証明はそもそも想定されておらず、真と偽を両端とする証明のスペクトラムのなかで、真により近いと感じさせる心理作用を狙った働きかけのことを、「証明」と呼んでいる。

抑止戦略の具体的文脈でこのことを踏まえた場合に、歴史的に存在している考え方として著名なものが、(a) 狂人理論 (Madman Theory) と (b) エスカレーションである。

狂人理論は今日においてもウラジミール・プーチン、金正恩、ドナルド・トランプのようなリーダーによる戦略にも採用されていると見るのが、ピーター・ナヴァロ (Peter Navarro) である。彼らはいずれも非合理 (irrational) な存在などではなく、極めて合理的 (rational) であるにも関わらず、あえて狂人 (madman) の振りをすることで、コミットメントの信憑性を高めようとしている、というのである⁵⁶。歴史的には、ニクソン (Richard Milhous Nixon) も狂人理論を採用していたことは良く知られている⁵⁷。「普通ならこんな過度な懲罰を与えるようなことはしないであろう (やり過ぎは恨みさえ買うことになると思うべきだ)」との一般的な見通しを超えて、「この人は普通じゃない、狂人だから嘘みたいなことでもやりかねない」という意味で、コミットメントの信憑性を高めようとする狙いがある。ナヴァロのトランプ評は、それに絶対的な説得力があるかはともかく、最近の北朝鮮やイランとの駆け引きを見る際に、一つの参考になるものであることは間違いない。

他方、(b) エスカレーションは、最終的には核の全面戦争を想定し、それを頂点に据える形での段階的対応 (ラダー、はしご) を用意しておき、そのそれぞれの段階において相手に判断を迫ることで、不確定な状況に置かれ (続け)

ることを恐怖として圧力とし（シェリングはこれを「予測不能であることを本質とする脅し（threats that leave something to chance）」と呼ぶ）、現状変更の野望を諦めさせようとする抑止戦略である。はしごを一つ昇る毎に、更に深刻な判断を迫られ、最終的には全面核戦争が待っている、というわけである⁵⁸。

ロバート・パウエル（Robert Powell）はエスカレーションにも2種のものがある（突き詰めると恐怖の源泉が異なるものが二つある）と整理している。その一つがシェリングの発案するものであり、エスカレーションの進行は加速度的に「制御不能（out of control）」さを増し、足を踏み入れ、そこに居続けるほど蟻地獄に吸い込まれ滑り込むように全面核戦争へと至るものとして想定されるからこそその「恐怖」である、と見るのに対し、他方には、段階的で確実な対処が、最終的に待ち構えている過酷な懲罰としての核の行使を現実視させる（確実に歩みを進めている感覚を与える機能が見込める）、という意味での「恐怖」を想定している、とする⁵⁹。

卑近な例ではあるが、休日に会社の緊急対応担当者に指名されているとき、何か問題が発生しない限り、特に何をすることではないとしても、気持ちは休まらない。また、ロシアン・ルーレットは、仮にそれが6分の1などと恐ろしく高い確率のそれだけでなく、100分の1ほどのものであっても、やはり試行回数を重ねたくはない。それどころか、一度たりとも参加などしたくはない。程度の差はあれ、これらはいずれも「予測不能であることを本質とする脅し」である。問題が発生することが、不確実であり、予測不能であり、つまり制御不能であること自体が恐怖の源泉となっている、とする考え方である。

これは逆に、確実でないからこそその恐怖ということが出来る。弾が全て詰まっている銃をこめかみに当てることは、もはやゲームではない。であれば、そのようなゲームは実施されることがない。中途半端に不確実であるからこそ、そこに人は誘い込まれ、ゲームに参加してしまう余地が生まれる。最初から参加しない、というような断固たる決意を妨害する機能が潜んでいるのである。カジノに、損をするつもりで参加する者などいるだろうか。利益があるかも知れないことが誘引となり、ゲームに参加し損を被る様は、さながら、餌に釣られる獲物である。獲物にはなるまいぞ、との思いは、他方では、虎穴にいらさんば虎児を得ずの故事にかき消される。単純化すると、期待に胸を膨らませ、そこが鉄火場であるとも強く自覚しないまま、のこのこと足を踏み入れ、身包み剥がされる場合のメカニズムと同じである。ゲームを続ける限りリスクから

は逃れられない。リスクと圧力はゲームを降りない限り続く。これは、不確実であるものの、「予測不能であることを本質とする脅し」そのものとして、確実な恐怖である。

おわりに

以上のような内容を基礎とするならば、抑止においてこの基礎の部分は今も変わらぬ有効性を保っている。他方、この考えを適用しようとする場合に、戦略環境をよく見定めた調整は必要である。とりわけ、ミサイルの精度向上と索敵技術の革新によって戦略環境が大きく変化しており、従って核抑止の理論を適用する際にも注意を要するとする議論を展開するのがリーバー（Keir A. Lieber）とプレス（Daryl G. Press）である⁶⁰。

シェリングと、その影響を受けた多くの論者たちによる抑止論において重要な点は、本稿においても触れたように報復能力の残存性にある⁶¹。これは理論的には核に限定された論点というわけではないが、実質的に核抑止においてとりわけ重視される抑止のメカニズムである。「核抑止は報復の恐怖に基づく」としてリーバーとプレスが議論を展開するとき、今や、報復能力を維持することが困難なほど、ミサイルの精度は向上し、また、敵から身を隠す能力を丸裸にするほどに索敵能力は向上している、として今日の状況を見ているのである。

それでもなお、シェリングの抑止論はその理論的基盤を失いはしない。それは、本稿で辿ったように、争いを交渉プロセスと見る冷静な観察眼と、その交渉においてフォーカル・ポイントが（隠れて）機能していると見る動態分析、更には威嚇の信憑性を高める手段としてのコミットメント術、そして「予測不能であることを本質とする脅し」という概念提起など、その全てにおいて研ぎ澄まされた問題の構造的把握方式が色褪せないが故である。冷戦期に華々しく展開された議論であるが、冷戦期固有の考え方であるなどとして矮小化してはならない。その理論は人間の思考パターンの本質に迫るものであり、揺ぎ無く今日の戦略環境にも適用可能なものであると言うべきである。

¹ 平成 29 年度世論調査（内閣府実施）「自衛隊・防衛問題に関する世論調査」（2018 年 3 月 12 日）。「2-6. 日本の防衛のあり方に関する意識（1）日米安保条約についての考え方」における「日米安全保障条約は日本の平和と安全に役立っていると思うか」の問いに対し、結果の内訳は「役立っている」が 29.9%、「どちらかといえば役立ってい

る」が 47.6%、「どちらかといえば役立っていない」が 12.6%、「役立っていない」が 3.1%であった。

² 安全保障の心理的基礎については、日本の学界における議論は古くからある。蠟山政道「安全保障の心理的・理論的基礎」『国際政治』1957年冬季号, 118-127 頁参照。

³ 戦略の定義は古来より多くの戦略家や政治家、あるいは研究者らによって各人独自の考え方を含めて開陳されてきたが、本稿においては「目的を達成する上での（限られた）資源配分の工夫ないし術」という程度にし、詳細には踏み込まない。なお、1962年のキューバ危機演説のなかで JFK も戦略の要素 (elements) について触れており、すなわち状況把握 (diagnosis)、基本政策 (guiding policy) および行動計画 (action plan) の三つを挙げている。See, JFK, “Cuban Missile Crisis Address to the Nation” (delivered 22 October 1962), *American Rhetoric: Top 100 Speeches*, available at

[<https://americanrhetoric.com/speeches/jfkucubanmissilecrisis.html>], accessed 14 August 2019.

⁴ さしあたり次を参照。Barry Buzan, Ole Waever, and Jaap de Wilde, *Security: A New Framework for Analysis*, Lynne Rienner Publishers, 1997; Barry Buzan, “Rethinking Security after the Cold War,” *Cooperation and Conflict*, Vol.32, Issue 1, 1997, pp.5-28.

⁵ もっとも、安全保障化の議論は伝統のないし主流的な安全保障の課題は存在しない、などとする極端な相対化を主張するものではない。たとえば領土保全 (maintaining integrity of territory) や基本的な政治的社会的制度の保全 (preserving basic political and social integrity) などは、米国の国家安全保障戦略 (the National Security Strategy) などの諸国の実務文書においても繰り返し言及されてきており、これに対する認識を現実に反して相対化せよなどとする議論ではない。

⁶ なお、人間の安全保障 (Human Security) の概念 (人間個人の安全を最重視し、恐怖と欠乏の除去と緩和を機軸とする思想) などは、国家や国民を安全保障のターゲットとする考え方からの脱却をも想定している関係上、従来の安全保障とは緊張関係に立つ場合もあり得る (価値の根底が異なる) ため、必ずしも安全への意識を高めることのみで達成できる価値ではない。

⁷ 冷戦期から冷戦後にかけて米国の安全保障政策策定の中核を担ったペリーは、自身の経験や知見を回顧録の形で出版し、そのなかで核抑止については、とりわけ実務においては理論以外の因子が重要であったことを述べている。もちろんこうしたことは重要な観点であるが、本稿は経験知よりもむしろ理論に注目する。William J. Perry, *My Journey at the Nuclear Brink*, Stanford Security Studies, 2015, p.46.

⁸ 抑止戦略と抑止理論の接合については、例えば沖縄に米海兵隊が駐留することの抑止理論上の意味 (懲罰的抑止と拒否的抑止との関わり) が主要な論者 (岡本行夫、山口昇、森本敏、川上高司のそれぞれ) においてさえ不明にされてきたことを厳しく批判する立場もある。マイク・モチヅキ「抑止力と在沖米海兵隊—その批判的検証」新外交イニシアティブ (編)『虚像の抑止力: 沖縄・東京・ワシントン発安全保障政策の新機軸』旬報社、106-116 頁。

⁹ Thomas C. Schelling, *The Strategy of Conflict*, Harvard University Press, 1960. なお、本書で引用するページ番号は、1980年版のものである。なお、本書には邦訳書がある。トーマス・シェリング (著) 河野勝 (訳)『紛争の戦略—ゲーム理論のエッセンス』(勁草書房・2008年)。

¹⁰ Thomas C. Schelling, *Arms and Influence*, Yale University Press, 1966. なお、本書で引用す

るページ番号は、2008年版のものである。なお、本書には邦訳書がある。トーマス・シェリング（著）斎藤剛（訳）『軍備と影響力：核兵器と駆け引きの論理』（勁草書房・2018年）。

¹¹ ローレンス・フリードマン（Lawrence Freedman）によると、シェリング以降の抑止論はほぼ全てというほど彼の影響を受けているとされる。Lawrence Freedman, *Strategy: A History*, Oxford University Press, 2013. また、ここで「改めて再考」とはしたものの、これと異なる見解（つまりまともな考察自体行われてこなかったとする立場）に立ち、とりわけ日本の防衛政策に関する強い問題意識に基づいて取り組まれた研究もあることに留意されたい。たとえば佐藤（2017）は、日本政府が米国の抑止政策への具体的協力（拡大抑止の信頼性向上のための取り組み）に防衛大綱において初めて言及したのは2010年のことであり、1960年の日米安保条約発効から半世紀も経ってからのことであるとして、その驚くべき後発ぶりを問題視し出発点とした研究を行っている。佐藤行雄『差し掛けられた傘：米国の核抑止力と日本の安全保障』時事通信社、2017年。

¹² 核兵器の定義については、国際法上これを規制する目的意識からも試みがなされてきた。たとえばラロトンガ条約（Treaty of Rarotonga; South Pacific Nuclear Free Zone Treaty (UNTS No.24592), signed at 6 August 1985) 1条cを参照。また、核兵器の圧倒的な破壊力を伴う戦略上の性質に照らして、これをもはや兵器と呼ぶこと自体実態からかけ離れているのではないかと、との問題意識もあることにつき、藤田久一「核兵器をめぐる法と戦略の交錯」『世界法年報』18号、1998、66-87頁を参照。

¹³ たとえばアトラス（Atlas）ミサイルやタイタン（Titan）ミサイルは、ソ連から万一核ミサイルが飛来する場合に、その発射から米国への到達までの時間以上に、発射のための給油に時間を要したため、固形燃料を用いるミニットマン（Minuteman）が開発され、かつ、敵の攻撃の届きにくいサイロからの発射が可能になっている。潜水艦を用いるポラリス（Polaris）システムに至っては、敵から検知されることや攻撃を極端に難しくした。こうした技術革新は、抑止戦略を否応にも変化させる契機となる。

¹⁴ いわゆる「黄金世代（golden age）」の抑止論者たちには、核兵器という一括りのなかに原子爆弾、水素爆弾（熱核兵器）、（小型水素爆弾としての側面のある）中性子爆弾という、少なくとも三種の分類のあることと、そのそれぞれの開発やその段階、あるいは実戦配備をめぐる議論が沸騰するなか、それぞれの持論を展開してきているという側面がある。

¹⁵ なお、シェリングは、個々の主体においては小さな指向性であっても、その個々の志向性に基づく行動が社会における相互作用として繰り返されることで大きな変化に繋がる、という理論を提示したことで知られる（Schelling, *Micro-motives and Macro-behavior*, 1978 が代表作である）。人種的な集住地域の形成のメカニズムの原因を探り、それが個々の人間の周囲にどのような人間にいてほしいかの嗜好によるとの仮説を立て、検証したものであり、その後のマルチエージェント・シミュレーションのさきがけとなるような問題提起としても捉えられている。これもつまりは周囲（や相手）を観察しながら行動する主体間の相互作用と、そのことによる全体傾向の創出に関するメカニズムの解明に寄与した研究者であると言うことができよう。彼自身、ノーベル賞受賞の直接の根拠となる研究が何であったのか、当初よく分からなかったと述べており、これが半分は冗談であるとしても、幅広い社会現象に適用可能な理論を打ち出し、それは安全保障の戦略においても適用できるものであった。とりわけ抑止について鋭い唆に富

む理論となっている。

¹⁶ Thomas C. Schelling, “Bargaining, Communication, and Limited War”, *Conflict Resolution*, No.1, 1957, pp.19-36. これも Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960 に所収されている。

¹⁷ Schelling, *Strategy of Conflict*, 1960, p.10 には、ゲーム理論は状況（situation）の分析（彼の行動に対する私の行動の網羅と最善策の発見）を主眼とするものであるとのシェリングによる理解が示されている。

¹⁸ Glenn H. Snyder, *Deterrence and Defense*, Princeton Legacy Library, 1961, p.4.

¹⁹ Department of Defense, *Deterrence Operations Joint Operating Concept (Version 2.0)*, December 2006, p.3 には、「抑止は外交、情報、軍事、経済を統合した国家戦略を要する」との言及もある。

²⁰ *Ibid.*, p.3. MADについては、レーガンによるSDI構想のテレビ演説自体がMADの根本的な考え方を否定するものであったとする理解が一般的である。とはいえ、SDIは明確な目的を達成したとは一般的には見なされておらず、その意味でもMADは終わっていないと考える向きもあろう。しかし本稿でMADの「原理自体は変わっていない」ということの趣旨は、MADを支える原理である恐怖の均衡とも言うべき理解の妥当性に限定している。

²¹ MADに至る前後の米国の核抑止戦略の変遷（大量報復、柔軟反応、MAD、相殺戦略）のなか、その大筋に関して言えば、ABM条約が米露間で2001年に破棄されたことにより、MADの直接的な構図は国際政治の場面からは消滅したが、ここで「原理」とする内容は生き続けている。すなわち、核保有国同士の関係においては、核攻撃することとは、その報復が待ち受けており、その報復が国家や国民の生存を脅かすレベルのものとして確証（assure）されているとまで言えるかはともかく、核抑止の本質が圧倒的恐怖であることに変わりはない。このような恐怖の国家間関係は、核保有国の相互関係に一般的に想定され続けている。

²² 戦略研究の定義にもよるが、学術研究が、人類知の集積のための作業として実証を前提とする先行研究の正確な引用と批判を欠かせないのに対し、戦略研究の場合は彼我の生存競争における優位獲得のための資の構築と提供が直接的な目的であるため、極論的には実証性を要件としない。無論、実証的であるに越したことはないが、これも極論すれば、実証的であっても実戦に適用・応用できない議論となるようなことがあれば、それは戦略研究としては無意味である（無論、戦略研究として以外の意義を何ら否定するものではない）。なお、シェリングは戦略の「理論」の構築が求められる領域として、ゲーム理論のほか、組織論（organization theory）、コミュニケーション理論

（communication theory）、証拠論（theory of evidence）、選択論（theory of choice）、集団的意思決定論（theory of collective decision）を「混ぜ合わせたようなもの（like a mixture）」としている。Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, pp.13-15.

²³ なお、シェリングに限らず2000年代前半までの抑止論には、科学技術の制約が今日とかなり大きく異なるという限界がある。とりわけ攻撃や防御の意思決定に関わる自動化技術の進歩を受けて、抑止効果を働かせる対象を人間のみに限定して想定したのでは、現代の状況に十分には対応できないのではないかと疑いはある。さしあたり本稿ではそうした応用的抑止論に入る前の、準備段階としても位置づけられる抑止の基本的な考え方を精査するに止める。

²⁴ 強制力が軍のなかでもとりわけエア・パワーにおいて必須であるにも関わらず、これ

を体系的に扱うことは今日においても不十分に止まることを指摘するものとして右を参照。Karl Mueller, “The Essence of Coercive Air Power: A Primer for Military Strategists,” *Royal Air Force Air Power Review*, Vol.4, No.3, 2001, pp.45-56.

²⁵ Schelling, *Arms and Influence*, 1966, pp.69-91. また、強制力（武力を上手く工夫し威嚇に用いることで意図を達成しようとする力）と対比される力として暴力（brute force）がある。Schelling, *Arms and Influence*, 1966, Ch.1.

²⁶ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, p.9. シェリングの用語で特徴的なものとして、武力（force）はそれそのものとしてそのまま使えるという意味で「適用（application）」という概念が馴染むと考えられているのに対し、強制力としての抑止は「潜在する能力（potential force）」であるからこそ、そこから（意識的に）工夫して引き出すもの（exploitation）として表現されている。

²⁷ ただしこれは軍の関係する抑止を特に強調する文脈での話であって、シェリングは、脅しそのものはより幅広いイメージの中で考えるべきであるとしている。「脅し（threat）」の語感が過度に敵対的かつ攻撃的なものに限定したものとなっていることを懸念しており、むしろより平和的で日常的な働きかけ（たとえば商品を「売らない（no sale）」など）も含めて捉えるよう促している。Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, p.15, f.n.7.

²⁸ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, pp.8-9. シェリングは、抑止に限らず戦略研究そのものがアカデミアにカウンターパートを見出せていないことを問題視している。（当時の）RAND 研究所でさえ、彼の目線からはアカデミアとは見なされていない。

²⁹ この“defense”は一般的には「防衛」と訳すべきものであろうが、安全保障の文脈では、とりわけ抑止と横並びに意識する局面では、日本の防衛関連での文言整理に従い、対処が適切であるとかねてより主張するのが山下である。山下愛仁「15章」山下・石津朋之編著『エア・パワー 空と宇宙の戦略原論』（日本経済新聞出版社・2019年）。

³⁰ スナイダーも同様に述べ、国防政策の第一義的目的は抑止と対処を最小コストで実現することであるとする。前掲注 18、Snyder, *Deterrence and Defense*, 1960, p.4.

³¹ Schelling, *Arms and Influence*, 1966, Ch.6.

³² 極端な例ではあるが、たとえば中国の軍事力は今や日本を大きく凌ぐものとなっているが、その中国がたとえば尖閣を日本から強引に奪取することをしないという場合に、それは抑止が機能しているからなのか、それとも抑止以外の何らかの要因や偶然など、成り行きに従ったものでしかないのか、という場合に、前者の可能性を探るという趣旨である。

³³ なお、古典の中でもこの点については強い意識が持たれている。典型例で言えば、クラウゼヴィッツ（Carl Philipp Gottlieb von Clausewitz）が戦略を主に戦場でのものとして捉えていたのに対し、リデル・ハート（Sir Basil Henry Liddell-Hart）はその限定を意識的にはずした戦略論を提起した、といったコントラストがある。こうしたことを踏まえ、本稿においては、軍による抑止論のみに注力するといった限定を設定するのではなく、他方では無制限な手段を想定した抑止論とまでの拡散を避けるため、主たる意識を軍に向けた抑止論というニュアンスで取り組むこととしている。

³⁴ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.4, pp.83-92.

³⁵ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.4, pp.107-108. たとえば何を報復と見なすべきなのかについて、当事者間で共通理解がなければ、片方が報復のつもりで実施した行為も、報復と受け取られることがない。

³⁶ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, pp.54-55.

³⁷ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, pp.57-58. シェリングはこうした分析においては、「論理だけでなく想像力を使う（we are dealing with imagination as much as with logic）」ことになるとしており、その意味で「論理の専門家より詩人の方に分があるかもしれない（poets may do better than logicians）」と評している。

³⁸ 安全保障に関して典型的なフォーカル・ポイントの一つが限定戦争（limited war）を成立させるラインの所在である。全面戦争ではなく限定戦争を戦うのが現在の戦争の主流である、という場合に、「限定戦争が限界点（limits）を要するのと同じく、戦争に至る手前で安定を求めようとする場合においては戦略的操作（strategic maneuvers）が必要である」として、どこでそのようなメルクマールが形成されるのか（すなわちフォーカル・ポイントの所在）をめぐり、暗黙の交渉（tacit bargaining）が展開されると指摘している。Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, p.53.

³⁹ Robert Ayson, *Thomas Schelling and the Nuclear Age: Strategy as Social Science*, Frank Cass, 2004, pp.87-112. また、フォーカル・ポイントが暗黙の交渉（tacit bargaining）に貢献するものであることにつき、Andrea Isoni, Anders Poulsen, Robert Sugden, Kei Tsutsui, “Focal Points in Tacit Bargaining Problems: Experimental Evidence”, *European Economic Review*, Vol.59, 2013, pp.167-188.

⁴⁰ 核兵器が広島・長崎以降は実戦で用いられていないことは、倫理面からではなくシェリングの理論（フォーカル・ポイントとしての核の不使用）に照らして大きな価値がある。裏を返せば、一度核が使われることがあれば、この人類が育ててきた（cultivated）価値は容易に毀損してしまうが、それが60年以上もそうなってこなかったことの尋常ならざる（astonishing）事態に、シェリングは畏敬の念さえ抱いていたように読める。Thomas C. Schelling, “An Astonishing Sixty Years: The Legacy of Hiroshima.” Prize Lecture. From *Les Prix Nobel*, edited by Karl Grandin, Stockholm, Nobel Foundation, 2006.

⁴¹ Oleg Yegorov, “How China and USSR nearly started WW3”, *Russia Beyond* (English), March 2, 2019. 例えばこのなかでは、中ソ国境のウスリ河（Ussuri River）に300名ほどの中国兵が徒歩で侵入し（河は冬季には凍る）、中州の無人島（ソ連側の名称でダマンスキー島、広さも800平方メートル足らずの極めて小さな島）を占拠して2日後、ソ連の国境警備隊55名に対し至近距離から銃撃を開始したことを端緒とする武力紛争として説明しているものの、武力衝突開始の状況については、中国側からはソ連が攻撃を仕掛けてきたとの主張が繰り返されることもあり、定説的な見方は確立していない。Lyle J. Goldstein, “Research Report Returns to Zhenbao Island: Who Started Shooting and Why it Matters”, *China Quarterly*, No.168, 2001, pp.985-997; Dmitri Ryabushkin, “Origins and Consequences of the Soviet-Chinese Border Conflict of 1969”, Iwashita Akihiro ed. *Eager Eyes Fixed on Eurasia: Russia and Its Eastern Edge* (Slavic-Eurasian Studies, No.16-2), 2007, pp.73-91.

⁴² Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.5, p.132. たとえば約束は「二者間の契約的なコミットメントであると一般的に考えられている。」

⁴³ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.5, p.123. 「乗り気のしない誘いを受けて、仮病を使わずに体よく断るためには、先約（“prior” engagement）があるとするだけで良い。」

⁴⁴ 米国の核ドクトリン（nuclear doctrine）の発展の経過において、拡大抑止の問題が強く意識され、大きな比重を占めてきたとする指摘は少なくない。最近のものとして以

下。Peter Rudolf, “US Nuclear Deterrence Policy and Its Problems”, *SWP Research Paper* No.10, German Institute for International and Security Affairs (Stiftung Wissenschaft und Politik), 2018.

⁴⁵ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.5, p.257. 限定戦争の意義を語る上では、通常兵器と核兵器については、「物理的というより心理的であるとしても、両者の差異には意識的でなければならない」としている。

⁴⁶ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.5, pp.137-138.

⁴⁷ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.5, p.123.

⁴⁸ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, Ch.5, p.136.

⁴⁹ スティーブソンは当時、民主党推薦の大統領候補として共和党権批判を展開しており、そのなかで繰り広げられた批判。Online Etymology Dictionary Homepage, URL (<https://www.etymonline.com/word/brinkmanship>), accessed at 29 August 2019.

⁵⁰ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, p. 187.

⁵¹ Schelling, *The Strategy of Conflict*, 1960, p.47. 当時、ベルリンは地理的にも狭く、一度戦火に見舞われれば、安全地帯となりうる場所は事実上存在しなかったであろう、とするシェリングの解説も加えられている。他方、例えば沖縄に米海兵隊を駐留させることにつき、山口昇は『トリップワイヤー』としての役割を果たすものではないことを認めている」とするのがマイク・モチヅキである。モチヅキ（2014）前掲書 109 頁。これらのことから分かるように、戦略は意味づけが重要であり、同じ装備体系や兵員配置であつても捉え方は文脈に応じて変化する。

⁵² シェリングの表現によれば、“plate glass window”となり、いわばガラス張りの空間（ケースや部屋）に物や人を置き、展示や見世物にするようなイメージである。必ずしもショーケースを直接意味してはいないが、日本語の語感としてはショーケースやショーウィンドウの訳が近いであろう。更に意識すれば、「人間の盾」にも通じる考え方を表現しようとしたものと考えべきであろう。

⁵³ 小川伸一「核の先制不使用に関する議論の経緯と課題」『立法と調査』No.309, 2010年、26-40 頁。小川は核の先制使用の諸形態を論じ、とりわけ「核兵器を用いた先制攻撃と武力紛争中の核の先制使用は区別されなければならない」とする。

⁵⁴ これは核の第一撃であつて先制攻撃とはまた別である。通常兵器による敵の攻撃が前置されている場合においても核を用いるのが先手である場合を「ファースト・ユース」という意味で「核の第一撃」としている。核保有諸国は、自国が如何なる場合に核の第一撃を行うか否かを巡り、それぞれ立場表明を行っており、例えば中国は（その真意を巡って議論はあるものの）「ノー・ファースト・ユース」を宣言しているのに対し、英仏などはファースト・ユースを否定していない。佐藤（2017）200-208 頁。

⁵⁵ ただし核の再報復を恐れる立場からは、報復に打って出ることまた難しい。

⁵⁶ Peter Navarro, “Trump’s ‘Madman Theory’ of Trade with China”, *Foreign Policy*, May 2019; Annie Lowrey, “The ‘Madman’ Behind Trump’s Trade Theory: Peter Navarro – a business school professor, a get-rich guru, a former Peace Corps member, and a former Democrat – is among the most important generals in Trump’s trade war”, *RealClear Politics*, November 20, 2018.

⁵⁷ Nicole Hemmer, “The madman theory” of nuclear war has existed for decades. Now, Trump is playing the madman,” *Vox*, Jan 4, 2017.

⁵⁸ Schelling, *Arms and Influence*, 1966, pp.97-99. シェリングはキューバ危機などを例に、「危機の本質は、その予測不能性 (unpredictability) にある」ことを強調する。

⁵⁹ Robert Powell, *Nuclear Deterrence Theory: The Search for Credibility*, Cambridge University Press, 2008, p.6.

⁶⁰ Keir A. Lieber and Deryl G. Press, “The New Era of Counterforce: Technological Change and the Future of Nuclear Deterrence,” *International Security*, Vol.41, No.4, 2017, pp.9-49; Lieber and Press, “The End of MAD? The Nuclear Dimension of U.S. Primacy,” *International Security*, Vol.30, No.4, 2006, pp.7-44.

⁶¹ Thomas C. Schelling, “Foreword” in Elbridge A. Colby and Michael S. Gerson eds. *Strategic Stability: Contending Interpretations*, U.S. Army War College and Strategic Studies Institute, February 2013. この「前書き」の中でシェリングは核抑止論争の歴史を辿りつつ、「安定 (stability)」や「戦略的安定 (strategic stability)」とは何を意味するものであるかを問い、特にその核の第一撃と報復能力の残存性の関係での緊張感（不安定さ）を御するための「繊細 (delicate)」さについて、「バランス」が意味する「均衡 (equilibrium)」との対比で「不安定 (unstable)」と評している（ただし必ずしも否定的な意味ではない）。